

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定めたものである。

(役員範囲)

第2条 役員とは、株主総会で選任された取締役及び監査役をいう。

2 役員待遇の相談役・顧問・嘱託等については、この規程を準用する。

(報酬範囲)

第3条 役員報酬とは、会社が役員に対し、取締役又は監査役としての業務執行の対価として支払うものをいう。

第2章 報酬の決定基準

(報酬額の決定)

第4条 役員報酬は、次に掲げる方法により、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。

(1) 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定する。

(2) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議で決定する。

2 役員賞与は、前項の方法を準用して、役員としての個々の業務執行状況を評価して決定する。

(役員報酬及び役員賞与の表示)

第5条 役員報酬及び賞与は、原則として役員報酬のみで表示する。

2 非常勤役員報酬は、役員報酬のみとする。

(長期欠勤の役員報酬)

第6条 役員が病気その他の事由によって長期欠勤した場合の報酬は、その任期が満了するまでは原則として減額しない。

(通勤費の取扱)

第7条 役員通勤の実態に応じて、その実費を支給する。

(支給)

第8条 役員報酬は、年額で設定し、社員給与の支給日に支給する。但し、支給日当日が休日の場合は、前日

に繰上げ、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支給する。

2 役員が、月の途中で退任する場合は、日割りで支給する。

3 役員が負担した費用は、社員経費精算の支給日に支給する。

(報酬からの控除)

第9条 毎月の役員報酬から控除されるものは、所得税・地方税・社会保険料及び控除する事について本人から申し出のあった前払金・貸付金・立替金等とする。

(改定)

第10条 この規程の改定は、取締役会の決議により行うものとする。

附則

(施行)

この規程は、令和6年5月1日から施行する。